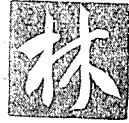


後  
醍  
醐  
天  
皇  
宸  
影

(大德寺藏)





第十九卷 第四號

(通卷第七十六號)

昭和九年十月發行

研 究

後醍醐天皇宸影に就いて

出雲路 通次郎

後醍醐天皇宸影は、

御物 中古廿一帝御影

吉野神宮所藏宸影

國寶 大德寺所藏宸影

後醍醐天皇宸影に就いて

第十九卷 第四號 五八九

## 同 清淨光寺所藏宸影

が最も著名である。この中、中古廿一帝御影は、元は曼殊院に傳はつてをつたが、明治の初から御物として尙藏せられることゝなつたので、同院には森寛齋の模寫本が存してをる。この奥書に據れば、初の十九帝は爲信卿の筆で、奥二代即ち花園、後醍醐兩天皇は豪信法印の奉寫したものである。この卷子本の後醍醐天皇宸影は、後二條天皇と同じく、青色御袍の御束帶であつて、最も眞に逼つた御風姿と仰がれるのであるが、比較的小形に拜寫せられてをる。又清淨光寺のは、金色の天冠を召されてをる御姿であつて、その御服装及び背後の御裝飾等、平常の御例によつて畫かれたもので無く特殊のものゝ拜せられるから、これは別に考へることゝする。そこで吉野神宮のは夏、大徳寺のは冬の御直衣姿であるが、この中にも大徳寺のは絹面最も大きく、而かも最も精しく拜寫せられてをるから、この宸影を中心としてその他を參照し、聊か卑見を述べようとするのである。尙中古廿一帝御影は、以下便宜上「御物の御影」と稱することゝするが、こゝに參照してをるのは、寛齋の模寫本に據つたのである。

凡肖像畫は、顔面、半身、全貌の各種であるが、全貌なるは、疊、茵、床子、倚子、胡床等をも寫し、更にその背景をも添描してをるものがある。然るにこの背景には、或は神像として祭祀し、或は本尊として安置した形式に據つたものが尠く無いのである。かゝるものも皆それ々の研究資料とな

るのではあるが、それがその人の在世當時實際の状態を直寫したものである時、一層貴さを加へるのである。

大徳寺の宸影は、清涼殿の畫御座に出御の尊容を描き奉つたのみならず、御前近くに一公卿が候座してをる狀を寫した爲、その絹面の許す限り周圍を描き出してをる。普通見る所の畫面の配合體裁を主としたもので無く、その寫を本旨としたものと想はれる。これは服飾は勿論、宮殿、調度の研究上、極めて貴重なる資料を遺されたものと謂ふべきである。以下各項に分つて述べることとする。

## 二

第一は服飾上である。先づ天皇の御裝束は前述の如く冬の御直衣姿であつて、御冠、御引直衣、御長袴を召され、御檜扇を御執りになつてをる。これを一々説明すれば、御冠は垂纓であり、菱の繁文である。纓は一般臣下のと同じく殆んど垂直であつて、近世時代の如く或は御立纓と稱し（正しくは御垂纓と稱した）御巾子の高さ程に揚つた（或は直立してをつた御代もあつた）形式では無いのである。これは御物の御影中のも皆同様である。

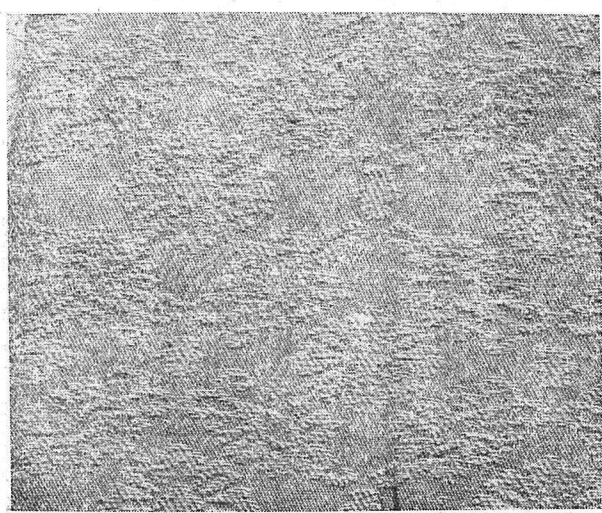
次に御直衣であるが、これは御上直衣で無く、御引直衣であることは云ふまでも無い。或る書にこの宸影を掲げ、鎌倉時代には臣下の如く著御になつたと拜察されると説明してあるが、臣下には引直衣は無いのであるから、蓋しこれを御上直衣と誤認されたものであらう。さてこの御直衣は白小葵文

様で冬御袍である。この小葵は、時代によつて文様を異にし、江戸時代の御料にも凡そ三種を數へることが出来る。この宸影の御文様は何分細かいが、その特徴は明に認められ、手向山の神輿又は龜山天皇御寄附と傳ふる鶴岡八幡宮國寶の御衣などに比しては、その配り方がやゝ新しく思はれる。併し

(大實) 文葵小影宸藏寺徳大

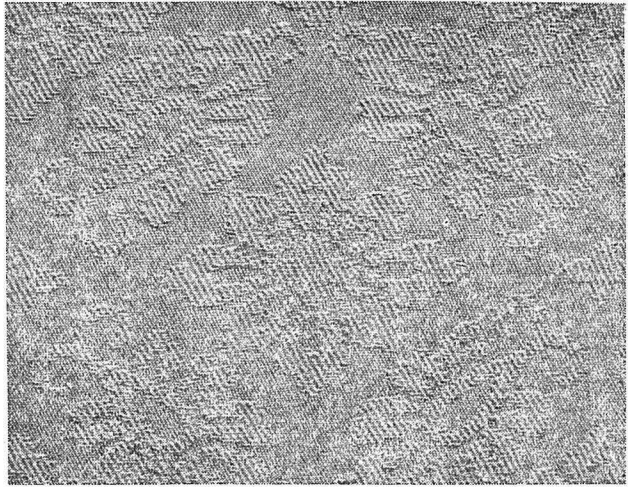


種 三 (一) の 世 近



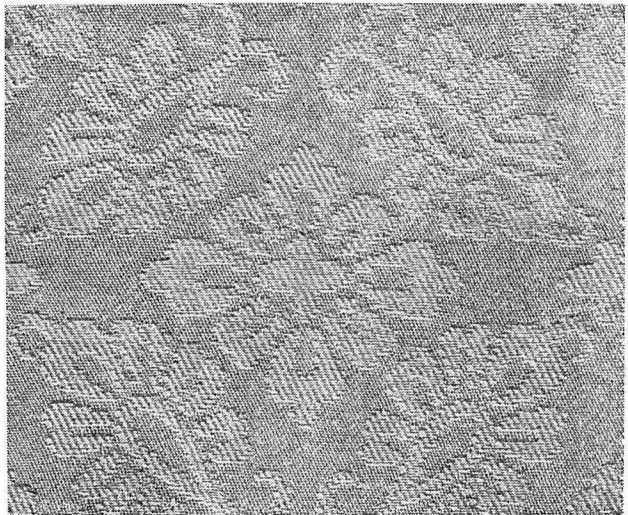
(二)

上 同



(三)

上 同



(四)

ながら中央の菱形の文様は古風であつて、近世のとは全く異つてをり、その周囲の禪文様の尾も長い。御物の御影中、この小葵文の御直衣のは二條四條兩天皇のみであり、御袍の割合に頗る大きく描かれ且つ藤丸崩しかと見える文様であるが、これも古様の小葵と考へられる。明徳元年に寄進された

後醍醐天皇宸影に就いて

熊野速玉神社國寶の神衣の文様中の小葵は、その密集せる状も、その形式も近似してをる。又冬御直衣には、首上、襷、端袖の外、身及大袖の部分に、裏の色即ち紫、二藍、縹などを淡く匂はせて畫くのが普通であつて、御物の御影のは、花園天皇に至るまで皆淺縹を加へてをる。然るにこの宸影は、全部純白に畫かれてをつて裏の色が映つてゐないのは、當時既に表地が厚くなつてをつた爲であらうか。なほこの裏の色が表に映つて匂うてをつた時代は、繪畫のみに據られないことは云ふまでも無い。

次に御袴は紅の御長袴であるが、文様は畫かれてゐない。御引直衣の御袴は小葵文様の御打袴と、無文の生御袴との二種がある。小葵文様のは、表に板引を加へた御打袴であるから文様が見え難い爲めに描くことを略したのか。若し無文ならばこれは禁祕御抄に略儀生袴すしひのとあるものと考へられる。なほこの宸影には、御打衣、御單が表はれてゐない、略儀の生御袴の時は召されない御例もあつたのである。

御檜扇は白で置紋長飾は無く、白の綴糸の端が數本垂れてをる。

次に一公卿の服裝であるが、これに就いては頗る注意を要するものがある。これは冬の直衣姿であるが、宿徳裝束である。今その特徴を列擧すれば、冠は常の如く垂纓繁文であり、直衣の袍の形式も常の如く、波許衣はこえ(或はハコへともある)の形狀も後世のと同様であるが、伏蝶丸の文様が大きく畫か



れてをる（この大きさは必ずしも寫實とは云へないであらうが、割合に大きく畫いたものと思はれる）裏は表に匂はず純白である。併しこれは御引直衣の方も匂うてゐないのであるから、これを以て宿徳裝束の表裏共色であるものとは定め難い。然るに指貫袴が白であつて藤巴の大文である。この大文も亦袍の文様と同じく嚴格なる割合とは定め難いが、地色の白であることが明かに宿徳裝束たることを示してをるのである。なほ注意すべきは指貫の文様は藤丸即ち八藤が多く用ゐられてをるのに、藤巴であるのは珍しい。

この公卿は箱の蓋裏には、

天皇御前之臣中納言藤房萬里小路殿先祖

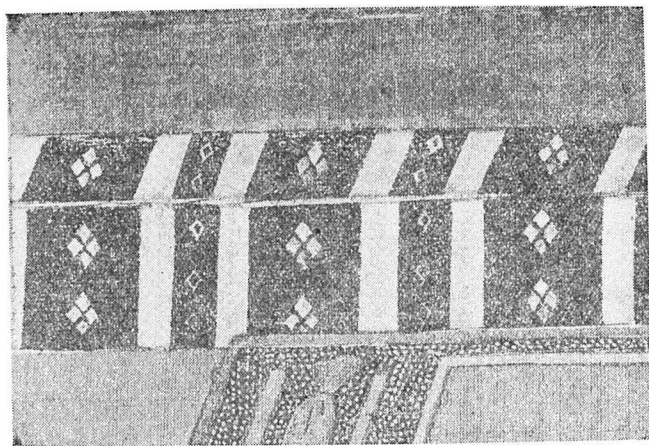
と記してある。然るに服裝上より考ふれば、前述の如く宿徳裝束である。而かも白髮白髯である。宿徳裝束は、攝關等には四十歳前後の例もあるが、當時に於ける普通の上達部には五十以上を常とするのである。これを藤房であるとすれば、正二位中納言に進んでをつたが、建武元年十月五日に出家した。この時四十歳である。殊にその父宣房が、しばしば還任せられて大納言となり、この年七月に辭任したが、翌年四月七十八歳で復還任してをるのである。父子共に奉仕し、その子僅に四十歳にして宿徳裝束を着くことは、それが白髮白髯の老貌であると共に一層不相應なことであつて、この點疑を持たねばならぬのである。宣房ならば服裝上至當である、建武年中には七十六歳であるが、容貌上も先

づ相當と思はれる。又吉田定房は元弘四年内大臣に任せられ建武二年に辭したが、當時六十二歳であつて年齢上からは其の人の特質により如何と思はれるが服装上相當である。北畠親房は大納言であつたが、元徳二年三十八歳で出家してをるので、藤房以上に若い。親房はその後元亨三年に復出仕し、従一位に叙せられたといふことであるが、公卿補任、尊卑分脈にも載つてゐない。併し金剛峯寺所藏の、正平七年四月一日の寄進狀には、准三宮一品沙門と自署してをるから、洩れてをるものと考へられるが、入道と叙位との關係は詳にし難い。假に一時還俗して公卿姿であつたとしても、天皇崩御の時は四十七歳であつて、その以前にも、元弘三年十月から延元元年正月までは奥州等に出で、同十月また伊勢に赴いたのであるから、天皇の吉野行幸以前、京都の内裏に於いて咫尺の間に候してをつたのは極めて僅の期間であり、それも四十一歳又は四十四歳の頃である。又源家は龍膽文様を指貫に用ゐてをるが、この時代には宿徳装束の時藤丸<sup>②</sup>の公卿のは藤巴であるが<sup>①</sup>を用ゐた。以上甚だ煩しいが參考までに述べておくのである。なほこの公卿の袍及袴共に書き改めたものが剝落して、衣紋の襷、文様等二重になつてをるところがある。

① 岡太暦、延文二、四、十二、抑宿老衣服事、已先達自五十餘令着用勿論也。

② 筋抄、奴袴、當家壯年之間着龍膽多須岐、宿老之後藤丸。

第二には御調度であるが、この御座は、清涼殿東廂の晝御座であつて、縵網端の御疊二帖を横に方に敷き並べ、その中央に御茵を敷くのである。これを平敷とも稱する。この圖の御茵は、面は白地に伏蝶丸の文様で、端は東京錦である。禁祕御抄には、中



(大實部一) 端 網 縵

(面)唐綾、端錦、裏打とあつて、文様を記されてゐないが、類聚雜要抄<sup>①</sup>には、東京錦茵とある。然るにこの御茵の右方(向つて左、以下之れに准ずる)に、端が二行の如く見えるのは、御茵の幅を縮めて疊色の緑青で塗り消したのが剝落したものとおもはれる。これは稍右に偏つてをつたのを訂正したものであらう。疊の端の縵網文様は、近世の如く紅地勝で無く、又上代の様式でも無く黒を主とし、白、紅、淡緑を間色に添へたものである。この色彩のは古社の神座にも存してをつて、下に述べる濱床と共に時代上注意すべき點である。

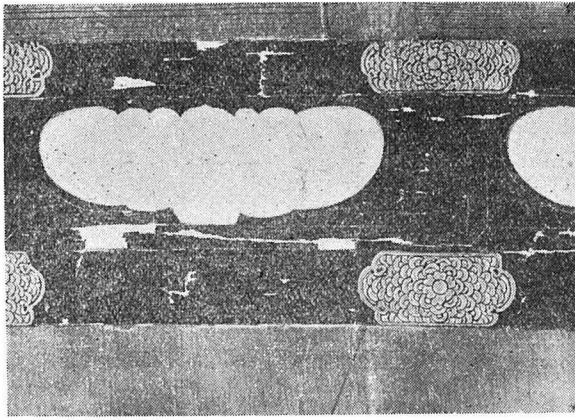
御前の稍右方の板間の上に御硯筥が置かれてある。黒地に金で菊折枝文様を畫いたのは、黒漆或は塵地蒔繪と思はれ、

内側は平目風の塵地の如く見える。御硯は風字形に近く、青銅色の水注の外に、筆二本、墨一挺、墨

挾、刀子、錐などが備へられてをる。この御硯箱の位置は、禁祕御抄に合つてをるが、水注の形、蒔繪の文様は合はない。この他に御座の左右に、棗鏝の御劍を書き、更に御壘の色の緑青、御袴の色の朱などにて塗抹したやうであるが、それが所々剝落して復現はれてをる。これは畫御座の御劍と拜察されるが、禁祕御抄に據れば、東面の御座には御劍は御右方であり、柄を西に向けねばならぬのである。それを普通の如く左方に畫いたので塗抹したものと思はれる。然るに御右側には書き加へてゐない。伊勢の徵古館所藏<sup>④</sup>の天保十一年の摸本には、この位置に御劍を書き加へてあるよしであるが、この原本には剝落した痕跡も見えない。徵古館のは摸本筆者が補うものかと思はれる。又硯箱の左方に料紙を二つ折にし、その左方に御脇息を描き何れも塗りかくしてある。脇息の方は一見その輪廓を認め得るが、料紙の方は透し視て知られる程である。何故に書き又これを消したか、解り難い。又この御壘の前方に當る一帯の板敷の黄土の色が稍濃く見えてをる。

御座の後方即ち畫圖の上部に、御帳臺の末端と獅子狛犬とを畫いてをる。御帳臺は母屋の御調度であるが、これは畫御帳である。僅に濱床と御帷の端とに過ぎないが、これにても若干の特徴を認めることが出来る。即ち濱床は束柱が五本で四區に分たれ、各牙床の彫刻がある。黒髹に金具が加へられてをる。近世の御所のは二區であり金具は無いが、神座の御帳臺又は繪卷などに四區であり又金具を加へた例が多くある。さてこの牙床の曲線は力強く、下方の彎曲が深いのは、一の特徴であり、神社

の御帳臺の室町より以前と考へられるのに類似の形式のものがある。金具の輪廓も古風であり、その文様も花に鱗形の重なつたやうに見えるが、鎌倉時代に多く行はれてをつた形式の寶草花模様を略寫



濱 床 之 圖 (部一)

したものか。御帳の帷は、兩隅の分のみ僅に見えてをる。常は板間に曳くまで垂れてをるのであるが、時にはこの隅のも褰げられることがあるから、その爲かとおもはれる。然しながら朽木形であることは、冬の御料を示してをるので、御服装と一致する。又この御帳臺は晝御座に比し割合上小さく寫してあるが、これは奥に在ることを示したものであらうか。

御帳臺前の獅子狛犬は、左の獅子は黄色で開口し、右の狛犬は稍白色で口を閉ちてをる。これは類聚雜要抄に記してをるものと一致してをるので、その形状も優れてをり、殊に洲濱形の臺は、大寶神社の國寶の如く、薄くして古雅である。又この宸影の最上端に御簾が見えてをる。これは廂と孫廂との間に懸けてある覆簾に當るのであるが、寫實の間に畫面の體裁を整へたものと考へられる。緑縁であつて、紐はユルギ打の如く、色は黄、紅、黒の綵とし、總も同色で即ち紅末濃の變化したものである。鈎丸及

總の金具も細かく寫してをる。なほこの宸影は御座の左方より拜寫したので、御帳臺等の位置に多少の無理があるが、これは止むを得ない所であらう。

① 類聚雜要抄四 母屋調度の條

②③ 禁祕御抄上 清涼殿○中 平敷○中略、御劔在御座南端、鞘東東西、御硯宮御座南板略、自中央南方、瓦硯、在筆臺、水入龜形、蒔海部

④ 徵古館所藏摸本裏書

天保十一年五月寫於龍寶山中養福菴

○徵古館摸本は、神宮皇學館教授佐藤虎雄氏によつて承知したのである。

四

次に宮殿に就いては簡單であるが述べよう。この圖には母屋、廂、孫廂(弘廂)を通じて、縦板敷であり、廂と孫廂との間に長押があつて、孫廂は一段低くなつてをる。この孫廂の低いのは、何れの繪卷にも共通であるが、その母屋、廂と同様に、縦板敷であるのは如何であらうか。禁祕御抄には、弘廂板九枚とある。これは勿論横敷即ち南北行であらねばならぬ。古繪卷中、信貴山縁起には横敷で九枚に畫いてある。年中行事圖も所々にこの御殿を畫き、板敷は區々になつてをるが、皆横敷である。然るに伴大納言繪卷のみは縦敷であつて、この圖と同一である。又母屋と廂との間には高低が無い。これは清涼殿としては、繪卷物等にもまだ明證し得るものを心附かないが、紫宸殿に就いては、年中行事繪卷によつて知ることが出来る。即ち何れも共に縦板敷で、その間に高低が無い、これによれば

清涼殿もこの圖の如く、高低が無かつたと想はれる。簀子は、古畫に多く見る如く横板の簀子敷で、釘頭をも書いてをる。なほ高欄の地桁の上面に丸みを加へてをるのは、當時の富小路内裏にもなほ古様を存してをつたものとおもはれる。

## 五

吉野神宮の宸影は三重襷文様の夏の御引直衣であるが、色は二藍とおもはれる。併しながら、下は御單(或は御打衣かと思はれるが一枚と見えるので御單と考へられる)を召されてをるから、その色が匂うて、縹であつても、畫として二藍に見えることもある。若し二藍ならば御四十未滿の宸影と拜察される。御冠、御袴は大徳寺のと同様であるが、御檜扇は把らせられない。

御疊の端は、大徳寺のと同種の纏綯錦であつて、互に參考すべきであるが、御茵は全く異なつてをる。即ち端は紅地牡丹唐草の錦であるが、右方が二行になつてをる。これは大徳寺の如き塗抹の痕は全く無い。或は中敷の端が見えてをるのかと思ふが、畫御座にはその例を聞かない。御茵の面には、白地に色々の唐草文様がある。この宸影は平敷の御座像で、畫御座とも拜見されるが、大徳寺の如き周圍の明證が無い。

なほ御物の宸影は、麴座(青色)筥形文様の御束帯であるが、これに就いては他の廿帝の宸影と共に考ふべき點が尠く無いので、他日に譲ることとする。

## 六

大徳寺の宸影は、上述の如く所々塗抹したること、或は一二故實上の異例を認めることなど考ふべき點はあるが、さればとて當時を遠ざかつた時代には到底拜寫し得べきものとは思はれない。この宸影は、上述の箱蓋裏書の下に、大僊宗亘(亘は異體の文字である)寄附と朱書し、その自筆と傳へられてをる。宗亘は同山塔頭大仙院の開山で、近江佐々木氏、古岳と字し、大徳寺七十六世(讀史備要に七十七世とある)となり、天文五年大聖國師の號を勅賜せられ、同十七年に八十四歳にて遷化した人である。この宸影のそれ以前に於ける由來は不明であるが、この軸は金銅で桐竹文様を毛彫とし、魚子打と共に頗る古雅である。桐竹文様は天皇御束帶御袍の文様を始めて、多くは御料のものに用ゐられてをるが、この軸は恐らく當初以來のものであらう。襪襟には修補の跡を存してをるが、大體は古き裂地と認められる。なほ宸影の絹地は中央に廣巾を左右に半巾を補うてをる。これは他にも例のあることで、以上この宸影の由來に關係する所があると思はれる。殊に御殿の狀を絹面の許す限り拜寫したことは、かゝる宸影として他に比類無き所であり、而かもそれが、皇居の中殿たる清涼殿中央部の縦斷とも云ふべき部分であるが爲に、獨り富小路内裏の御模様的重要なる一部を拜察し得るのみならず、廣く宮殿、調度服飾の研究上裨益を受くる所尠く無いのである。

歴朝の宸影は、平安朝末期以後多く傳はつてをるが、御束帶姿と夏冬の御直衣姿とを具へ給ふのは、



これより古い御代には未だ拜見しない所である。のみならず、大徳寺の宸影には最も多くの典故資料を示されてをる。建武中興の聖主と仰ぎ奉る天皇は、御多端の間に、親しく建武年中行事、日中行事を御撰述あらせられたが、その宸影にもかゝる特色を拜し得るのは、洵に偶然では無いと謹考するのである。